

令和4年11月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## インボイス制度について⑤

## 国税庁 Q&amp;A

今回はインボイス制度導入後の具体的な取り扱いについて、国税庁のQ&Aよりピックアップしたものを何点かご紹介します。

**1. 適格請求書発行事業者の課税売上高が1,000万円以下となった場合(Q&A問18)を参照**

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として免税事業者となりますが、**適格請求書発行事業者は免税事業者となりません。**

**2. 登録の取りやめ(Q&A問14)を参照**

適格請求書発行事業者は「**適格請求書発行事業者の取り消しを求める旨の届出書**」を提出することにより、原則として、届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります。

※ ただし、提出日が課税期間の末日から起算して30日前の日から課税期間の末日までの間である場合は、その提出日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなるため注意が必要です。(翌課税期間は適格請求書発行事業者を継続)

**3. 適格請求書等の写しの範囲及び保存期間(Q&A問64,65)を参照**

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しの保存義務があります。

「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、**その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれます。**

保存期間…**交付日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間**

**4. 家賃の支払い等(Q&A問79)を参照**

事務所を賃借していて口座振替により家賃を支払っている場合などは、不動産賃貸借契約書は作成しているものの、請求書や領収書の交付を受けていないことが想定されます。

そのような場合は、**適格請求書の記載事項の一部(例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入れ税額控除の要件を満たすこととなります。**

なお、令和5年9月30日以前からの契約については、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

**5. 免税事業者からの仕入に係る経過措置(Q&A問89)を参照**

インボイス制度が開始すると適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入については仕入税額控除を行うことが出来ません。

ただし、R5.10.1~R8.9.30の間は仕入税額相当額の80%、R8.10.1~R11.9.30の間は仕入税額相当額の50%を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けるためには、現行の区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば「**免税事業者からの仕入れ**」など、**経過措置の適用を受ける課税仕入である旨の記載をした帳簿の保存が要件となります。**

※それぞれの取扱いについてより詳しくは国税庁のQ&Aをご確認ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_invoice\\_mokuji.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm)